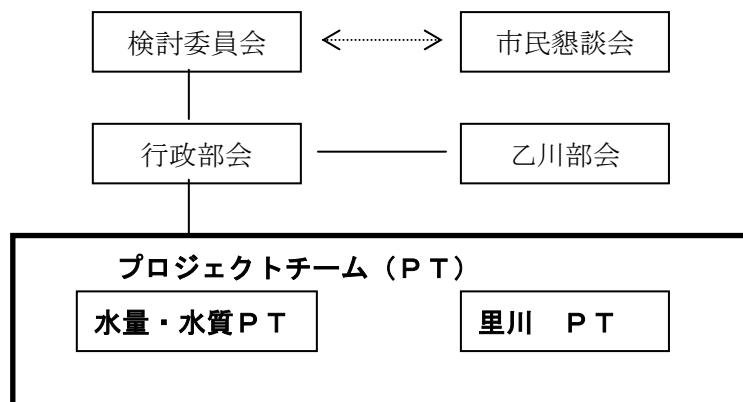


## 水環境創造アクションプランの検討体制について

### 1 検討体制

従来の、検討委員会、行政部会、乙川部会に加え、事務局の中に新たに水量・水質、里川に関するプロジェクトチーム（以下「P T」という。）を設け、計画目標を達成するための重点施策について庁内横断的に検討する。



### 2 P Tの概要

水量・水質、里川の各P Tの対象範囲、庁内の構成課及び主な施策案は下記のとおりである。なお、構成課は固定でなく、検討内容により弾力的に運用する。

P T	対象範囲	構成課	主な施策(案)
水量 ・ 水質	水量 水質 災害	防災課、廃棄物対策課、 農務課、林務対策室、河川課、 下水工事課、水道工務課	水源涵養 雨水貯留浸透、再利用 農地の多目的利用 条例案の検討 等
里川	水辺環境 水との関わり	市民協働推進課、自然共生課、 観光課、農地整備課、 公園緑地課、河川課、	ため池の活用 在来種保護 市民活動の推進 既存イベントの活性化 多自然川づくり 等

開催頻度は、各P Tにつき月2回、概ね6回程度（7月～9月）を予定。